

大網白里市駅前広場の設置及び管理に関する条例をここに公布する。

平成27年12月25日

大網白里市長

条例第35号

大網白里市駅前広場の設置及び管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、大網白里市駅前広場（以下「駅前広場」という。）の設置及び管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置、名称、位置等)

第2条 市は、駅前広場を設置し、その名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
大網駅前広場	大網白里市南玉1番地1

2 駅前広場の区域は、市長が告示するものとする。

(施設)

第3条 大網駅前広場は、次の各号に掲げる施設をもって構成する。

- (1) 一般乗合旅客自動車乗降場（以下「バス乗降場」という。）及び待機場（以下「バス待機場」という。）
- (2) 一般乗用旅客自動車乗降場（以下「タクシー乗降場」という。）及び待機場（以下「タクシー待機場」という。）
- (3) 一般車両等乗降場
- (4) 公衆トイレ
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要な施設

(禁止行為)

第4条 駅前広場においては、次の各号に掲げる行為をしてはならない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある行為をすること。
- (2) 駅前広場を汚損し、損傷し、又は滅失すること。
- (3) 指定した場所以外に車両を乗り入れ、又は駐車すること。

- (4) 危険な行為、通行を妨害する行為その他公衆の駅前広場の利用に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (5) 貼紙又は貼札をすること。
- (6) 営利を目的とした物品の販売その他これに類する行為をすること。
- (7) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認められる行為をすること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、駅前広場の利用及び管理に支障を及ぼすおそれがある行為をすること。

(利用の制限)

第5条 市長は、駅前広場の管理上必要があると認められるときは、駅前広場の全部又は一部の利用を制限することができる。

(使用の許可等)

第6条 バス乗降場及びバス待機場（以下「バス乗降場等」という。）又はタクシー乗降場及びタクシー待機場（以下「タクシー乗降場等」という。）を、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者が使用しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(1) バス乗降場等 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第3条第1号イの一般乗合旅客自動車運送事業を法第4条の許可を受けて経営する者その他市長が必要と認める者

(2) タクシー乗降場等 法第3条第1号ハの一般乗用旅客自動車運送事業を法第4条の許可を受けて経営する者その他市長が必要と認める者

2 工作物、物件又は施設を設置するため駅前広場を占用しようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

3 市長は、前各項の許可（以下「使用許可等」という。）に、駅前広場の管理のために必要な範囲内で条件を付することができる。

(許可期間)

第7条 使用許可等の期間は、次の各号に掲げる許可の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

(1) 前条第1項の許可 1年以内

(2) 前条第2項の許可 5年以内

(変更の許可)

第8条 使用許可等を受けた者（以下「使用者等」という。）は、許可を受けた事項を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければならない。

(使用料等)

第9条 市長は、第6条第1項の許可を受けた者のうち、バス待機場又はタクシー待機場を使用する者から使用料を徴収するものとする。

2 使用料の額は、月額とし、土地の適正な価格の1000分の3以内で市長の定める額とする。この場合において、その期間が1月に満たないとき又はその期間に1月未満の端数があるときは、その1月に満たない期間及び端数を1月として計算する。

3 市長は、第6条第2項の許可（以下「占用許可」という。）を受けた者から占用料を徴収するものとする。

4 占用料の額は、大網白里市法定外公共物の占用等に関する条例（平成13年第16号）第9条第2項の規定を準用する。

5 使用料及び占用料（以下「使用料等」という。）は、使用許可等をした際に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用許可の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を徴収するものとする。

6 既納の使用料等は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

7 前各項に定めるもののほか、使用料等の徴収に関して必要な事項は、規則で定める。

(使用料等の減免)

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用料等を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため、必要が生じたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(権利の譲渡等の禁止)

第11条 使用者等は、相続又は合併による場合のほか、当該使用又は占有に関する権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用許可等の取消し等)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用許可等を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状回復若しくは駅前広場からの退去を命ずることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により使用許可等を受けたとき。
- (3) 第6条第3項の規定により付した条件に違反したとき。
- (4) 使用料等を納期限までに納付しないとき。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、使用者等に対し前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。

- (1) 駅前広場に関する工事のため、やむを得ない必要が生じた場合
- (2) 駅前広場の保全又は公衆の利用に著しい支障が生じた場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、公益上やむを得ないと市長が認める場合

3 前各項の規定により使用者等に生じた損害については、市は、その責めを負わないものとする。

(原状回復の義務)

第13条 使用者等は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに駅前広場を原状に回復しなければならない。ただし、市長が原状に回復する必要がないと認めるときは、この限りでない。

- (1) 使用許可等の期間が満了したとき。
- (2) 使用又は占有を廃止したとき。
- (3) 使用許可等を取り消されたとき。

(損害賠償)

第14条 駅前広場を汚損し、損傷し、又は滅失した者は、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。